

第5次岡谷市総合計画 策定方針

I 総合計画

1. 総合計画のあゆみ

本市では、昭和 44(1969)年 3 月「岡谷市長期振興計画」を策定し、振興発展の指針としてきましたが、国際情勢や地域社会の急激な経済変動に対応するため、昭和 53(1978)年 6 月「岡谷市基本構想」を策定し、その後も社会経済情勢の変動や市民ニーズに対応するために、総合計画を策定し施策の展開を図ってきました。

現計画である第 4 次岡谷市総合計画の目標年次は、平成 30(2018)年となっていることから、社会経済情勢の変化や本市課題などを踏まえ今後のまちづくり方向性を改めて考える必要があります。

【表 1 本市における総合計画のあゆみ】

策定年度	名称 <計画期間>	目標年度	将来都市像
1968 (S43)	岡谷市長期振興計画<10 年> (S44-S53)	1978 (S53)	
1977 (S52)	岡谷市総合計画<10 年> (前期;S53-S57・後期;S58-S62)	1987 (S62)	
1987 (S62)	岡谷市第 2 次総合計画<13 年> (前期;S63-H4・後期 H5-H12)	2000 (H12)	豊かな自然と調和した国際文化産業都市
1998 (H10)	第 3 次岡谷市総合計画<10 年> (前期;H11-H15・後期 H16-H20)	2008 (H20)	人と自然が共生する健康文化産業都市
2008 (H20)	第 4 次岡谷市総合計画<10 年> (前期;H21-H25・後期 H26-H30)	2018 (H30)	みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

2. 地方自治法の動き

昭和 44(1969)年に改正された地方自治法では、市町村に「基本構想」の策定が義務付けられていました。

しかし、平成 23 年 8 月の改正地方自治法施行により、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定義務が廃止されたため、基本構想の策定や議会の議決についての法的根拠がなくなり、対応は市町村の判断に委ねられています。

<参考>地方自治法第 2 条第 4 項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

3. 総合計画の必要性

今後も地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、市民ニーズも年々多様化、複雑化しています。また、国庫補助金や地方交付税は減少し、住民サービスの維持・向上、公共施設の維持管理経費や地域社会づくりのための自治体コストが増大するなど、地方財政はますます厳しいものとなっていきます。さらに、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少などによる地域経済の低迷など、地域に与える影響も増しています。

こうした状況のなか、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、自主的な判断や決定に基づいて的確に対応していくためには、中長期的な時間軸のなかで「本市の将来がどのような方向を目指していくのか」ということを、市民と行政が共有するなかで、ともに考え、協働して取り組むことが重要となります。

将来を見通すことが難しい情勢ではありますが、中長期的な視点の下で、社会経済情勢や人口減少などの変化と地域課題に対応し、地方自治体の責務として、市民の福祉の増進を図ることや、まちの活力や魅力を生み出していくための指針を明確にした、総合計画の策定が必要です。

Ⅱ 策定方針

1. 新総合計画の位置付け

新総合計画は、本市の将来にわたる発展を展望し、これに立脚した中長期にわたる市政運営の根幹となる計画として、これまでと同様に市の最上位計画として位置づけます。

2. 計画策定の根拠

基本構想をまちづくりの指針として明確なものとするため、策定の原則及び手続きなどや議会の議決を必要とする「(仮称)岡谷市まちづくり基本構想策定に関する条例」を制定します。

3. 岡谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

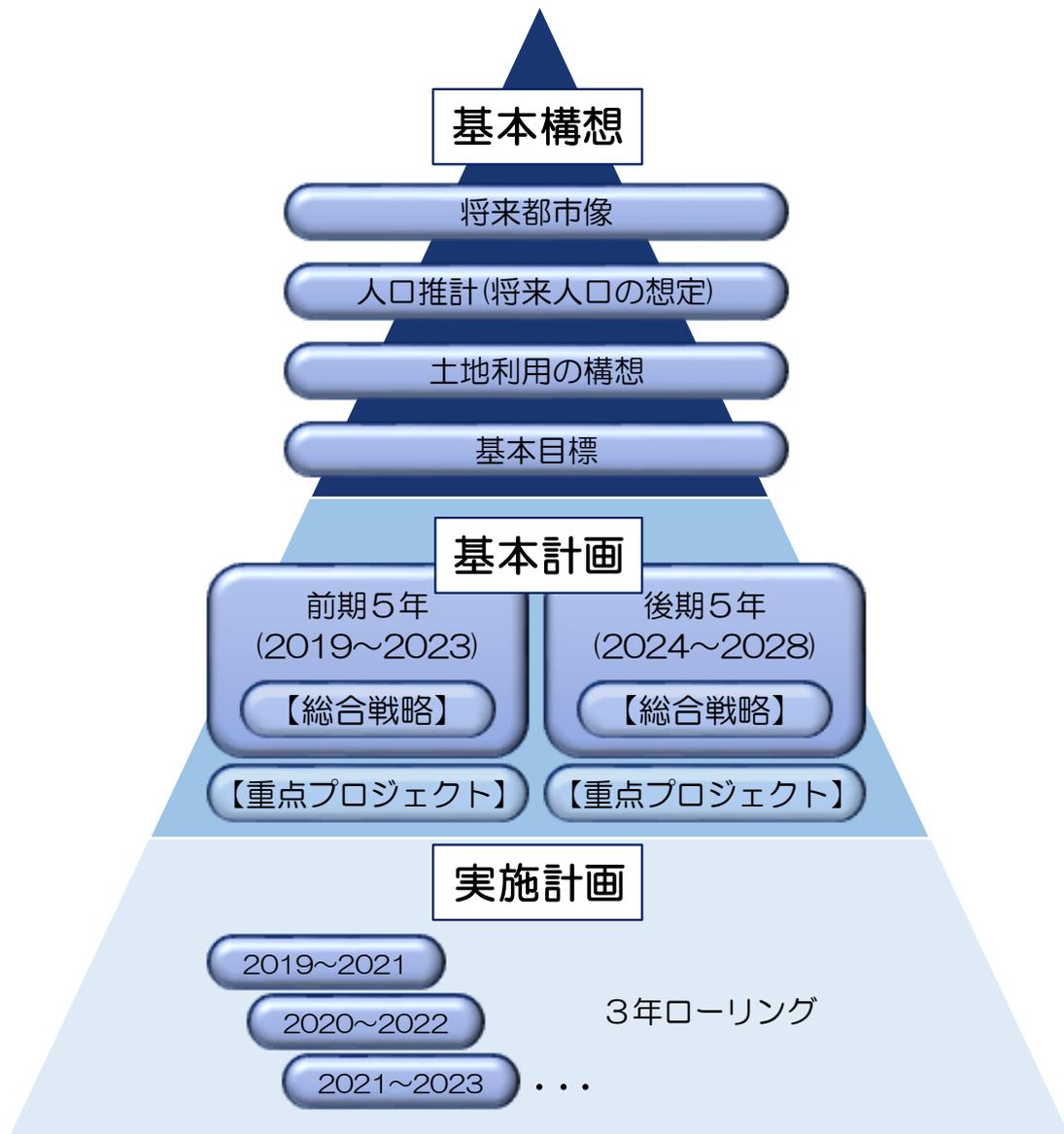
「岡谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、新総合計画の策定に合わせて、新総合計画と総合戦略を一つのものとして策定します。

<参考>

- 「地方版総合戦略策定のための手引き(平成 27 年 1 月/内閣府地方創生推進室)」要約
 - ・総合戦略と総合計画等は、目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではない。
 - ・総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定することとなっているが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられていない。
 - ・これらの理由から、総合戦略は総合計画等とは別に策定するものとする。
 - ・ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。

4. 計画の構成と期間

新たに策定する総合計画は、長期的な視点から本市の目指すべき将来の方向性(将来都市像)を明らかにし、市民総参加の下でまちづくりを進めていくための指針となる「基本構想」と、その実現に向けて中期的な視点から取り組む施策を体系的に示した「基本計画」、施策を計画的・効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにする「実施計画」の3層で構成することとします。



(1) 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来の方向性を明らかにし、市民総参加で、それぞれの力を発揮しながらまちづくりを進めていくための指針となるものです。

計画期間	人口減少等の課題への対応・克服を図っていくための実効性を見据え、中長期的な計画とし、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とします。
内 容	時代の潮流、将来都市像、人口推計、土地利用、まちづくりの方向性等

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像を実現するために、行政が取り組む施策を体系的に示すものです。

計画期間	前・後期各 5 年の 10 年間とします。 前期基本計画：平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度（5 年間） 後期基本計画：平成 36(2024)年度から平成 40(2028)年度（5 年間）
内 容	・基本構想の方向性に沿った施策体系、各施策の方向性、目標、指標等 ・地方創生のための施策、目標、指標等 ・「まち・ひと・しごと」の創生に関わる取り組みや、基本目標の垣根を越えた取り組みを「重点プロジェクト」として設けます。 ※個別計画があるため、施策レベルまでの記載とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で掲げた施策または個別計画で掲げた事務事業の具体的な取組内容を示すものです。

計画期間	事業成果を短期的に捉え、3 年間を基本とします。
内 容	事務事業の目標、事業内容、予算など
見 直 し	財政状況や優先度等をもとに、毎年度見直し(ローリング)を行い、予算との連動を図ります。

(4) 全体の計画期間

	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43
基本 構想	→									→			
基本 計画	前期 →				見直し	後期 →							
実施 計画	→			→									
選挙	市長 市議				市長 市議				市長 市議				市長 市議

(5) その他

●第5次総合計画策定に伴う個別計画の見直しについて

個別計画は、各計画の更新に合わせて見直しを行うこととします。

<参考>主な個別計画（計画期間）

- 岡谷市水道事業基本計画（H19-H28）
- 第2次岡谷市健康増進計画（H25-H29）
- 第4期岡谷市障がい福祉計画（H27-H29）
- 第7次岡谷市高齢者福祉計画（H27-H29）
- 岡谷市工業活性化計画（H26-H30）
- 岡谷市情報化推進ビジョン（H24-H27, →H30 まで延長）
- 第2次岡谷市子ども読書活動推進計画（H26-H30）
- 第3次岡谷市環境基本計画（H27-H31）
- 第3次岡谷市児童育成計画&子ども子育て支援事業計画（H27-H31）
- 男女共同参画おかやプラン5（H27-H31）
- 岡谷市スポーツ推進計画（H27-H31）
- 第5次岡谷市生涯学習推進計画（H27-H31）
- 第3次岡谷市地域福祉計画（H27-H32）
- 第4次岡谷市障がい者福祉計画（H27-H32）
- 岡谷市公共施設等総合管理計画（H28-H37）
- 岡谷市都市計画マスタープラン（H27-H46）
- 岡谷市保育園整備計画

7. 策定体制

(1) 内部組織

①岡谷市総合計画策定推進本部

従来の「岡谷市総合計画策定委員会」に、「岡谷市まち・ひと・しごと創生本部」の役割を統合し、全庁横断体制となる「岡谷市総合計画策定推進本部」を設置します。

【構成】

ア) 本部会議…新総合計画(案)等の決定

行政管理委員会メンバー

本部長:市長 副本部長:副市長、教育長 本部員:各部長

イ) 委員会…第5次岡谷市総合計画の原案を協議し作成する。

部長会議メンバー

委員長:企画政策部長 副委員長:総務部長 委員:各部長

ウ) 幹事会…計画素案の施策など具体的な検討の作業を行う。

各部庶務担当課長

幹事長:企画課長 副幹事長:総務課長 委員:各担当課長

②未来の岡谷を創るプロジェクトチーム

「第5次岡谷市総合計画」を第一線で推進することとなる職員を中心に編成し、既存概念にとらわれない新しい感覚や発想により、本市の将来都市像をはじめ、施策や事業などについて検討を行う。

【構成】平成 29 年度主査キャリアアップ研修及び平成 29 年度主事・主任キャリア

アップ研修 受講生

チームリーダー:各研修講師

③明日の岡谷を市民とともに考えるプロジェクトチーム

市民フォーラム等への参加により住民ニーズの的確な把握に努める。

【構成】各部より選出された、概ね 30 代の若手職員 10 名程度

チームリーダー:企画課長 副リーダー:リーダーが指名

(2) 外部組織

①審議会:岡谷市基本構想審議会(平成 30 年度)

従来の「岡谷市基本構想審議会」に、総合戦略の成果等の検証を担う「岡谷市まち・ひと・しごと創生有識者会議」の役割を統合

※「(仮称)岡谷市まちづくり基本構想に関する条例」に設置規定

(3) 市民総参加

新総合計画の策定にあたっては、多くの市民のみなさんからの意見聴取を行うなど、市民と市との協働による市民総参加のまちづくりを推進します。

①方法

パブリックコメント、市民アンケート、策定フォーラム、市政懇談会 など

②対象

- ・学生(中学生、高校生) ・子育て世代(育成会、保護者会、PTA 等)
- ・各種団体 ・その他(移住者、在勤者、通学者、在京の市出身者 等)

8. 進捗管理

(1) 実効性を高めるための視点

自治体経営という観点から、成果につながる実効性のある計画とするためには、PDCAサイクルを確実に実行し、計画の実効性を高めていく必要があります。

新総合計画は、総合戦略との一体的な策定を行うため、客観的かつ定量的に把握することが可能な数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定するとともに、事務事業評価や施策評価などによる行政評価をさらに活用し、効果的な進捗管理に取り組みます。

(2) 効果の検証

庁内に進捗管理体制を設け、施策や事業の効果を検証するとともに、その妥当性や客観性を担保するため、有識者等による外部組織に検証結果を報告し意見を求めます。

(3) 基本計画の見直し

有識者等による外部組織からの意見をはじめ、法律や国の制度改正のほか、本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、計画の見直しについて検討を行います。

9. 参考

■基本構想策定に関わる根拠条例の制定状況及び議決事件としての取り扱い状況について

1. 根拠条例について

(1) 根拠条例制定の状況

① 改正地自法施行(H23.8)以降に基本構想を策定した団体(議決) 13市

長野市(H29.3)、上田市(H27.9)、飯田市(※改H28.12)、小諸市(H28.3)
駒ヶ根市(H25.12)、中野市(H27.12)、大町市(※改H28.12)、飯山市(H25.3)
塩尻市(H26.12)、佐久市(H28.12)、千曲市(H29.3)、東御市(H26.3)
安曇野市(H25.3)

② ①のうち、基本構想策定に係る根拠条例を制定している団体 5市

上田市…上田市自治基本条例
飯田市…飯田市自治基本条例
小諸市…小諸市自治基本条例
千曲市…千曲市まちづくり基本条例
安曇野市…安曇野市自治基本条例

③ ①以外で、基本構想策定に係る根拠条例を制定している団体 2市

須坂市…須坂市総合計画策定条例
茅野市…茅野市総合計画条例

④ ①のうち、条例以外で策定根拠を設けている団体 1市

大町市(要綱)

⑤ 条例等未制定 11市

長野、松本、岡谷、諏訪、伊那、駒ヶ根、中野、飯山、塩尻、佐久、東御

(2) 基本構想に係る議決事件としての取扱い

① 議決事件としている市 13市(根拠条例制定団体)

●議会基本条例等で規定 10市 ※例規集上、「議会」に記載

長野市……長野市議会の議決すべき事件に関する条例

上田市……上田市議会の議決事件に関する条例

飯田市……飯田市議会の議決すべき事件を定める条例

小諸市……小諸市議会の議決すべき事件を定める条例

駒ヶ根市…駒ヶ根市議会基本条例

大町市……大町市議会基本条例

塩尻市……塩尻市議会条例

佐久市……佐久市議会基本条例

千曲市……千曲市議会の議決事件に関する条例

東御市……地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

●根拠条例で規定 3 市 ※例規集上、「行政一般」に記載

須坂市……須坂市総合計画策定条例

中野市……中野市基本構想の議決に関する条例

茅野市……茅野市総合計画条例

② 未対応 6 市 (根拠条例制定団体)

松本、岡谷、諏訪、伊那、飯山、安曇野

※松本市・諏訪市…次回策定時に根拠条例制定し議決事件とする予定

※伊那市・飯山市・安曇野市…未定